

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

市役所や国・県の合同庁舎などの官公庁施設はもちろんのこと、市民交流プラザや教育プラザ（市民図書館・教育研修センター）、市民文化センター、十和田市現代美術館、各種スポーツ施設などの社会教育施設、市立中央病院、上十三保健所、十和田市保健センターなどの医療・社会福祉施設、商工会議所や十和田おいらせ農業協同組合などのその他公益施設等の多くは官庁街地区に立地・集積している。

また、第1期基本計画期間中に本市の観光情報発信拠点となる複合型商業施設「Art Station TOWADA」が整備されたほか、老朽化が進む市役所本庁舎本館の同一敷地内への建て替え（平成31年度竣工予定）を進めるなど、公共公益施設の集積の維持や更なる充実に取り組んでいる。

平成30年（2018）1月に策定された「十和田市立地適正化計画」においても、「市民みんなで使う都市機能（市全域や広域からの利用が見込まれる施設等）」については、市中心部のコンパクトな範囲（都市レベルの都市機能誘導区域）に誘導・集積していくこととしており、文化施設等や交通拠点施設の整備を検討するとともに、国・県・その他公的団体が整備（更新）する施設についてもできる限り都市機能誘導区域内に立地するように働きかけることとしている。

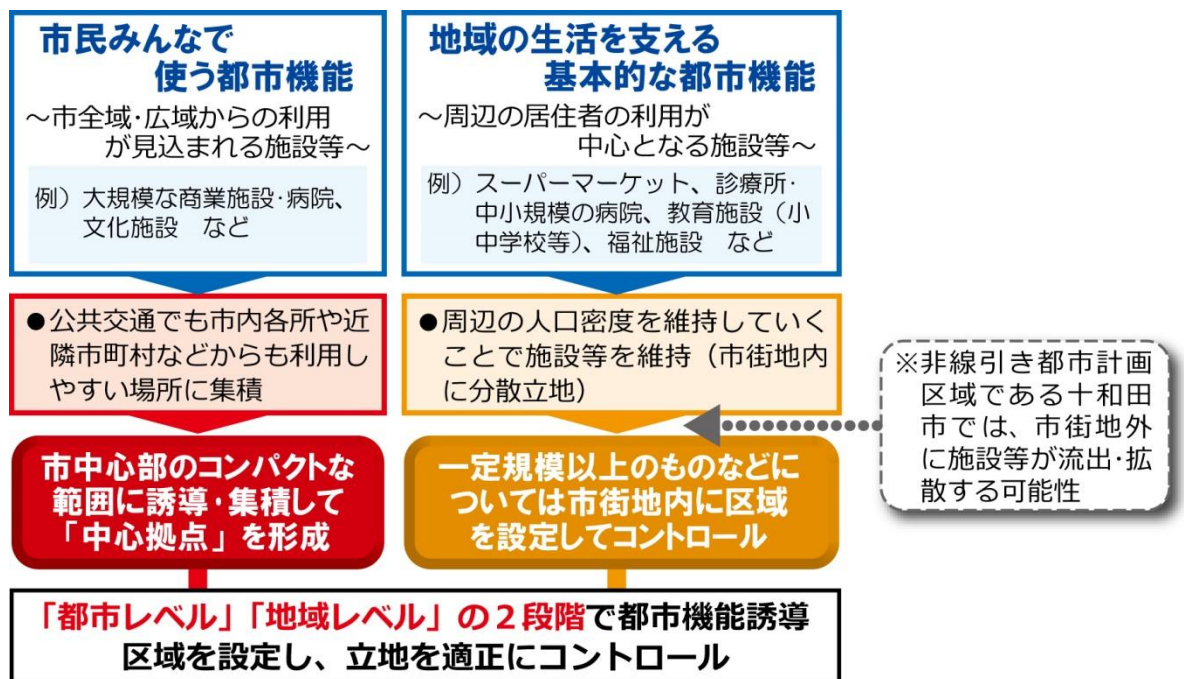


図 都市機能についての考え方

資料：十和田市立地適正化計画

なお、中心市街地内に立地する公共公益施設の中には、老朽化にともない更新が必要になっているものもあるが、更新の際には賑わい創出等につながる機能強化を図っていくことが期待されている。

また、現代アートを中心としたまちづくりを推進していくうえでは、十和田市現代美術館の魅力の更なる活用により、まちづくりに広く波及させるとともに、市民がアートをより身近に感じられる施設等の設置が望まれる。

加えて、中心市街地には様々な公共公益施設が集積する一方で、商業施設の郊外化などの影響により商業機能がぜい弱な面もあり、市民生活を支える拠点としての中心市街地の機能の多様化、区域内における居住の促進を図っていくうえでは、さらなる機能集積に向けた施設の整備促進が不可欠となっている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

こうした現状を踏まえて、既存の公共公益施設の集積を維持しながらも、老朽化した施設の更新や機能の多様化、市民生活を支える新たな都市福利施設の導入、現代アートを中心としたまちづくりの更なる波及に向けた施設の整備等に取り組んでいく必要がある。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけられた事業については、毎年度、事業の進捗状況についての確認を行い、各事業主体とも十分に協議したうえで進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ることとする。

また、計画期間満了時点においても進捗状況を確認し、効果の検証等を実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>■事業名 （仮称）地域交流センター整備事業 【再掲】</p> <p>■事業内容 地域交流の拠点となる多用途施設の整備</p> <p>■実施時期 平成29～令和3年度</p>	十和田市	<p>旧みちのく銀行稲生町支店を活用し、十和田市現代美術館と連携した企画展の開催や、市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備する。また、あわせて周辺道路の交差点改良等を実施するものである。</p> <p>市民や十和田市現代美術館利用者の中心市街地への来街・回遊が促進されるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで、居住の促進にもつながっていくことが期待される。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金（十和田市中心市街地地区）</p> <p>■実施時期 令和元～3年度</p>	
<p>■事業名 事業活用調査事業 【再掲】</p> <p>■事業内容 都市構造再編集中支援事業補助金の中間・事後評価</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>	十和田市	<p>計画事業の効果等について、定期的な調査・分析を実施し、取組の実施状況や効果発現を確認するとともに、その後のまちづくりのあり方を検討して、継続的なまちづくりにつなげていくものである。</p> <p>これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>■支援措置 都市構造再編集中支援事業補助金（十和田市中心市街地地区）</p> <p>■実施時期 令和3・5年度</p>	

(4) 国の支援策がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
■事業名 志道館整備事業 ■事業内容 志道館(武道館)の改築・機能強化 ■実施時期 平成30～令和4年度	十和田市	老朽化が著しい志道館の建替により機能強化を図るものである。 市内外からの来街の増加や、施設利用者が市街地内を回遊することによる賑わいの創出に寄与することが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	
■事業名 高次・複合都市施設整備事業 ■事業内容 商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有する施設の整備 ■実施時期 令和元～3年度	(株)大阪	交通拠点施設に隣接して、商業・医療・福祉・居住などの複合的な機能を有し、各種イベントに活用可能な多目的スペースを備えた高次・複合都市施設を整備するものである。 隣接する交通拠点施設とあわせて、中心市街地の賑わいの“核”を形成し、中心市街地の魅力の向上に寄与するとともに、周辺の居住者はもちろんのこと、市民全体の生活を支える様々なサービス提供が図られることが期待される。 これは、①芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成、②歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と利便性の高い市街地の形成を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	■支援措置 なし	